

議員全員協議会会議録	
1 開会日	平成26年12月12日 午後 1時30分 開会 午後 3時40分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席議員	奥津勝子 高橋英俊 二宮加寿子 渡辺順子 坂田よう子 片野哲生 吉川重雄 高橋富美子 竹内恵美子 三澤龍夫 関 威國 鈴木京子 清水弘子
4 説明員	町側出席者 中崎町長 栗原副町長 藤家教育長 二挺木政策総務部長 森田政策課長 齋藤副課長兼政策係長 大槻総務課長 小林副主幹兼総務法制係長 仲手川産業環境部長 押野環境美化センター所長 藤本ごみ処理広域化担当主幹 相田教育部長 岩本学校教育課長 佐川生涯学習課長
5 職務のため出席した職員	局 長 飯田 隆 書 記 波多野昭雄
6 協議等の事項	(1) 議会報告会の意見・要望等と町への申し送りについて (2) その他
7 その他	一般傍聴 なし

(1) 町長あいさつ

次の1件について、お知らせを受けた。

①ごみの分別収集区分の見直しについて

平成27年10月から二宮町剪定枝資源化施設が稼動することなどを踏まえ、分別収集区分を一部見直す。この見直しに関する説明会を平成27年1月から3月まで地区ごとに実施する。

◎主な質疑

なし

(2) 町報告事項

①機構改革について

改正のポイントは、「子育て部門の所管を教育委員会から町長部局へ変更」、「環境美化センターを1課1センターに再編」、「危機管理対策室を政策総務部内に統合」の3点。施行日は平成27年4月1日。組織全体を大幅に見直すことにより、より効率的かつ効果的な事務執行体制を確立するのではなく、組織の一部を見直すことで、最大の効果が発揮できるような機構改革を実施するため3月定例会に議案を提出する旨の説明があった。

◎主な質疑

問： 議会の意見を聞く機会を設ける予定はあるのか。

答： 1月の総務建設常任委員会協議会にて、内容を説明し、ご意見をいただきたいと考えている。

意： その時期で、議会の意見が十分に生かされるのか、心配なところだ。

問： 大磯町行政組織図（案）が添付されているが、最終的な組織図はいつ頃示されるのか。

答： 行政改革推進本部、政策会議、また、議会の意見もいただいた中で、（案）を固める作業を進めていきたい。

②地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日に施行されるにあたり、法律の概要及び法改正に伴う条例、規則等の改正予定について説明があった。

◎主な質疑

なし

③その他

○旧吉田茂邸再建工事の入札結果について

県より公表された入札結果について報告があった。

落札額 505,440,000 円（税込み）で、松井建設株式会社が落札した。落札率は、95.7%であった。なお、県負担で行う基盤整備等を含む合併工事として執行しているため、建物の工事費の決定には金額の按分と工事費の調整が今後必要となる。

◎主な質疑

問： 按分については、県が提示してきた通りとならぬ様にしてほしい。

答： 町の意向が十分反映できるよう進めていきたい。

○生沢地区への墓地経営申請の概要について

11月11日に宗教法人日蓮宗立正教会代表役員より計画面積4,331.29㎡、墳墓の区画数973区画の（仮称）大磯町生沢霊園の墓地等経営許可申請書が平塚保健福祉事務所へ提出された。書類補正期間終了後の12月10日、町は「墓地等経営許可申請に係わる意見について（照会）」を収受した。今後庁内での協議を経て、年明けのできるだけ早い時期に平塚保健福祉事務所長宛に回答を提出していきたいと考えている。その後、平塚保健福祉事務所は町の回答を受け、その回答の結果を踏まえ、申請者に回答が出されるという流れになる旨の説明があった。

◎主な質疑

問： 年明け早々県へ回答するとの説明だが、なぜ回答を急ぐ必要があるのか。回答後は自動的に申請が許可される位置付けだと思うので、もう少し真剣に協議すべきである。高麗に日蓮宗立正教会などあるのか。シーアンドエープランニングとはどのような法人か。近隣住民との関係、進入車両の問題など、慎重に考えるべきと考えるが如何か。

答： 手続きの関係上速やかに回答してほしい旨県から求められている。墓地、埋葬等に関する法律に基づき4月下旬に近隣住民への説明を3日間行い、申し入れ期間を設けたが町民からの意見はなかったとの報告となっている。道路の問題等含め庁内で関係各課と協議を行い、平塚保健福祉事務所へ回答していきたい。

問： 以前この辺の墓地計画があり、住民の反対から頓挫したことがある。微妙な問題も含まれていると思うので、きちんと整合性を保って積み重ねて行ってほしい。ただ、墓地ができたときの影響等については近隣住民だけではない問題が生じる恐れもあるので、広く知らせる必要性があるのではないかと考える。

答： 町として墓地が必要か否か、道路状況はどうか、その辺を町で調整し県へ回答することとなる。経営主体について、本当に実態があ

るのかどうか指摘をいただいている。その点は県所管のため町として言える部分ではないが、回答の中で附帯意見として付けたい。

意： 何年か前は、町は墓地が余っており新たな霊園墓地の開発は積極的に行わないといった方針があった。また、申請者の活動実績等もきちんと踏まえていかないといけない。附帯意見を付け回答しても、実際に県がどのように審査するのか疑問がある。申請を許可し開発を始めたはいいが途中で頓挫した、そのようなことにならぬよう、町は当事者として、細かなところまで吟味する必要があると思う。

問： 申請者は、住民への説明を行ったとのことだが、住民とはどの地域を指すのか。

答： 申請地周辺の地権者及び住民に対し、4月25日から27日までの3日間で説明会を3回行ったと聞いている。

問： 地図を見ると申請地周辺にはほとんど民家はない。生沢に住んでいるが墓地開発の話は聞いていない。区長はこの話を知っているのか。

答： 申請地周辺の定められた範囲内の住民や地権者に対する説明会ということで、地区全域に対するものではないと解釈している。区長は承知していると聞いている。

問： 説明会には何人が参加したのか。

答： 県からの書類には記載がなく、把握していない。

問： 墓地の場合は直径50mの範囲で説明を行えば法的に問題はないが、隣接する人たちに説明し80%以上の許可がなければ認可されない筈だ。許可のための印鑑はもらっているのか。

答： 手続き上、同意を求めるものはない。あくまでも説明会を開き、附帯意見等が出ればその内容を協議することになっている。なお、附帯意見として、意見はなかったと記載がある。

問： 霊園とお寺の墓地とは、法的に異なると解釈してよいか。

答： 基本的には同じであると考えている。

問： お寺の総代を行っている。以前墓地を作った際、近隣住民の印鑑を貰わなければ許可が下りなかったが、この墓地開発をきっかけに、地域全体に墓地、霊園ができる方向性にならないか。

答： 近隣全員の同意が必要といった基準はない。説明会を開き、出された意見を付して書類を提出、県はその意見を踏まえ判断することとなる。

問： 出入口が虫窪や黒岩に通じる町道にあるが、町としてこれが許可されたことによりどうなるのか、総合的なまちづくりを考えての庁内会議は済んでいるのか。1月早々に県へ回答とのことだが、なぜ、議会に対してもっと早く知らせることができなかったのか。

答： 庁内会議については、土地利用事務調整連絡会議を年内に開き、課題等を整理した上で県に意見を提出する考えである。町や県の手

続き条例もあり、結論を先延ばしすることはさまざまな問題が生じることから、慎重かつ速やかに回答しなければならないと考えている。

議会への説明については、町として、県と事業者で行われる事前相談の話は聞いていたが、書面上の情報入手の部分で把握できていなかったこと、申請書の補正期間があったことにより、このタイミングとなってしまった。

問： 町の今後のまちづくりの観点から見て、手続き的に短期間すぎるのではないかと。早めに町としての考え方を示さなければいけないということは、心配だと感じられるので、県に対してもう少し時間がほしいということ伝える必要があるのではないかと。

答： 議会への情報提供については、不確かな情報だったため遅れてしまった。課題等、町としてきちんと整理し、中 14 日ということで年明けと設定した。課題等、時間が必要であれば時間を掛け、内部協議を図っていきたくと考えている。

問： 前は別の事業者であったが、管理棟の位置は同じものなのかどうか確かめたのか。前は、市街化調整区域のため、管理棟は建築確認が必要であり、町の事務を経由することとなるため、事務の経路がなされていれば、町として情報を把握することができたと思う。前はまちづくり条例の手続きが必要でなかったと記憶している。

答： 前回は、まちづくり条例には建物の面積的な部分であつたらなかった。今回も 300 平方メートル内ということで、まちづくり条例には当たらない形での申請となっている。今後、道路や都市計画の関係など、所管課等を集めた中での庁内会議を踏まえ、意見を付し回答を出していきたい。

問： 前回は、陳情書が出てきたときには、県へ意見を伝えることができることを知らなかった人が何人もいた。墓地、埋葬等に関する法律に基づききちんと説明が行われたかどうかを確認すべきであり、エリア内の土地所有者等に対し霊園計画があるという話を手続き上はなくても町は行うべきである。また、きちんと書類が整っていたかどうかの確認は是非行っていただきたい。

答： 説明会について平塚保健事務所へ確認しているが、町として説明会を確実にしているのか、書類をもってどのような内容だったのかも踏まえてしっかりと確認していきたい。また、県からいただいた書類についても、内容についてしっかりと見た中で対応していきたいと考えている。いずれにしても、所管課と連絡を緊密に取った中で対応していきたい。

問： 図面を見ると、墓地の数に比べ駐車場が少ない。道路について、墓地ができることで秋分の日など渋滞になる恐れがあると思われるが、対策はあるのか。

答： 駐車場の区画数については、県条例に「墳墓の区画数に 100 分の 4 を乗じた数以上の駐車区画数を有する駐車場とする」と規定されている。今回の計画については墳墓の数が 973 のため、43 ということで県条例の規定よりも多く設けられている。規定に基づき駐車場数は計算されている。交通への影響については、所管課等とも十分協議をし、回答を出していきたい。

問： 計画地は、畑でもあり山林でもあると見て感じられるが、農業委員会との関係はどうなっているのか。

答： 地目は、山林と公衆用道路となっており、農地はない。

問： 土地の地目や評価はどうか。評価額が上がり、固定資産税が多く入ってくるようになるのか。

答： 地目は変わると思われるが、税については現時点ではわからない。

問： 説明会をいつ、何処で行い、参加状況がどうだったのかもわからない報告書というのは我々には理解できないが、報告書を出さなければいけないといった決まりはないのか。

答： 県の手続きのため、町がもらった写しには細かな情報は無いが、説明会の内容については、平塚保健福祉事務所に、詳細の資料があるかもしれないので、確認させていただく。

問： 趣旨採択をした陳情の話があったが、墓地に対してどのような内容の陳情だったのか。

答： 土地利用が町民のためになることが前提で、土地利用の計画は総合的な観点から判断されていないことから、墓地計画に反対といった内容であった。

問： 平塚保健福祉事務所に提出された書類をきちんと確認するべきである。県から言われたことを報告するだけでは、議会への説明が足りないと思う。申請者の情報やシーアンドエープランニングとの関係の説明を求める。

答： 説明会については、申請者が県へ説明会開催状況報告書を提出することになっているので、確認をさせていただく。宗教法人日蓮宗立正教会の実態については、県が経営の状況などを踏まえ許可を出すと聞いている。内容について県に確認させていただく。

問： 4月に説明会があり、今になって議会への説明となっている。かなり期間があったにも係らず早急に回答がほしいというのは如何なものかと思う。県への回答は、課題等をきちんと整理し確認しながら行っていただきたい。

答： 先ほど、1月を目途にといった話をしたが、多くの意見をいただいたことから、内部で協議すべき点、確認すべき点等があるので、必要な時間を明確にした中で回答するようにしたい。

問： 地形を見ると路面排水や雨水排水など水的な問題が危惧されると思う。水路もあった歴史があるが、町はどのように認識しているのか。

- 答： 今後、建設課や都市計画課等と協議した中で、対策等を踏まえて回答を出していきたいと考えている。
- 問： 地形を考えると山の水が集中する場所だ。その辺をしっかりと考えないと下の方で水が溢れるようなことになるので、その点はしっかりとしてほしい。
- 答： 雨水対策については、所管課と協議した中で対応していきたいと考えている。
- 問： 道路幅について、どれだけの幅を確保することができるのか。
- 答： 道路幅については、図面上 6.35 メートルを確保できる形になっているが、この点についても建設課等と協議した中で、しっかりと整理し対応していきたい。
- 問： 計画地前の道は、幹線 28 号線に対して山の地区に行く重要なもう 1 本の道路である。重要な道だということを念頭に入れ、この開発許可をいかに指導するのか、そこの部分はしっかりとしてほしい。
- 答： ご指摘のとおり、道路、雨水、様々な影響があると思われるので、所管課と協議を行い適切な回答を導き出していきたい。
- 問： この計画は 4 年前から計画されていたのか。
- 答： 以前の墓地計画は申請者が異なっていた。4 年前からというわけではない。時期的な部分については正確に把握していない。
- 問： 設計者が変わったと認識してよいか。
- 答： 事業主体、申請者が変わったとご理解いただきたい。
- 問： 4 月に住民への説明会があり、12 月に県から照会が来ているが、これほど間が空いている経緯は今までもあったのか。
- 答： 4 月下旬に説明会が行われ、その後住民からの意見の申し入れ期間が 6 月 30 日まで設定されていた。それを踏まえ書類が出てきているが、申請者が県指導のもと書類作成等があり、提出が 11 月 11 日となったと認識している。
- 問： 選挙が終わったこの時点で申請書が出てくるのは、何となく期間が空きすぎていると思うが、職員としてどう考えるか。
- 答： 申請書が提出されたのが 11 月 11 日となっている。本来であれば速やかに町に照会が来ると思われるが、書類に不備があったため 12 月 10 日と約 1 ヶ月申請書を提出されてから掛かった、たまたまこのタイミングだったというだけと考えている。
- 問： 事務手続きの流れとして、墓地開発に対する許可権限はどこにあるのか。
- 答： 県である。墓地、埋葬等に関する法律、県条例等に基づき事務手続きが行われる。申請者が申請書を平塚保健福祉事務所へ提出、差し替え等の補正期間を経て、町へ意見照会が来ている。町は、建設課や都市計画課など関係各課と庁内協議を行った中で県に対し町の考えや意見を回答していく。この回答を受け、申請書の内容を審査

した上で、県が結論を出すことになる。

問： 回答はいつ頃を予定しているのか。

答： 当初1月上旬と考えていたが、これだけの意見をいただいた中で、慎重に確認すべき事項等もあるため、町として適切な回答が出せるタイミングで回答していきたい。

問： 平塚保健福祉事務所へ回答を出す前に、議会に対し庁内協議の進捗状況を報告願いたい。

答： 庁内会議後、回答書の趣旨について報告したいと考えている。

(3) 各委員会等の行事報告・予定について

「各委員会等の行事報告・行事予定」の配布により説明は省略。

(4) 報告事項

①委員長等からの報告

○議会運営委員会の概要・・・吉川委員長

12/ 2 (提出予定議案・陳情の取扱い・27年3月定例会の日程)

12/ 9 (一般質問時間割)

○総務建設常任委員会の概要・・・渡辺委員長

11/28 (協議会) (特定地域再生計画策定事業・鳴立庵の設置、管理等に関する条例の改正)

11/28 (協議会勉強会) (自然エネルギーの導入推進に向けた制度の整備)

12/ 5 (協議会) (大磯町省エネルギー及び再生可能エネルギー利用の推進に関する条例(案))

○福祉文教常任委員会の概要・・・高橋(富)委員長

11/18 (協議会) (第六期高齢者福祉計画(介護保険事業計画)(素案)・次期障がい者福祉計画(素案)・新型インフルエンザ等対策行動計画(素案))

12/ 3 (協議会) (子ども笑顔かがやきプラン～子育てで選ばれる町！おおいそ～(素案)及びパブコメの実施・国府学童保育クラブの法人委託・小規模保育事業の実施)

○議会だより編集委員会の概要・・・坂田委員長

12/ 9 (前号反省・次号編集日程及び紙面構成検討)

②監査委員からの報告・・・竹内監査委員

③農業委員からの報告・・・坂田委員

④その他

なし

(5) 協議事項

①議会報告会の意見・要望等と町への申し送りについて



先月の全協において意見等を分類し、会議録として照合して一覧にまとめたものを確認した。この内容で、町に申し送りしていく。

- ②その他  
なし

(6) 事務局からの報告

①議員研修会について

来年2月4日に、京都大学の小西敦特別教授を講師に招き、議員研修会を実施する。テーマは「地方自治法改正に伴う総合計画の在り方について」。

②視察の受け入れについて

来年1月22日に山梨県南北都留郡町村議会正副議長連絡協議会が議会改革等について、1月29日に福井県おおい町議会が議会活性化等について視察するために来庁する。

(7) その他

- ・次回の議員全員協議会は、1月13日（火）午後1時30分からの予定